

西宮市開発審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市附属機関条例第50条の規定に基づき、西宮市開発審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会議)

第2条 審査会の会議は、臨時会とし、都市計画法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法の規定により審査会の権限とされている事項の審議等を行う場合のほか、会長が開発行為等に関する重要事項を審査する必要があると認められた場合に、これを招集する。

(公印)

第3条 公印（その印影を表示することにより、職務上作成された文書が真正であることを認証することを目的とする印をいう。）は、次のとおりとする。

(1) 西宮市開発審査会長印

(2) 西宮市開発審査会印

2 公印のひながた、書体及び寸法等は別表のとおりとする。

3 公印の保管及び使用については、別表に定める管守者がその責任を負う。

4 管守者は、公印について盗難、紛失、破損その他不正使用等を防止するための措置を採るとともに、その管理を厳重に行わなければならない。

5 公印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りではない。

(会議の招集手続)

第4条 会長は、会議の5日前までに開催の日時、場所及び議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 会長は、必要と認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下この号において同じ。）を利用する会議を招集することができる。この場合における前項の通知には、オンライン会議システムを利用する会議であることを記載するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合において、会長が会議に諮り、議決を得たときは非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当すると認められる事項を審議するとき。
- (2) 公開することにより、会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(議事録)

第6条 会長は、次の事項を記載した議事録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 議事の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

2 議事録には会長及び会長があらかじめ指定した1人の委員が署名するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年12月15日から実施する。

付 則

この規程は、平成21年5月21日から実施する。

付 則

この規程は、平成24年1月19日から実施する。

付 則

この規程は、平成25年8月1日から実施する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、令和4年8月1日から実施する。

別表（第3条関係）

名称	ひながた	書体	寸法	管守者
西宮市開発審査会長印	 <p>【図内文字】 西宮市開発審査会長之印</p>	楷書	方2.4 c m	建築調整課長
西宮市開発審査会印	 <p>【図内文字】 西宮市開発審査会之印</p>	楷書	方2.4 c m	建築調整課長